

一般社団法人 日本産婦人科協会（助産師部会）特別講演会のご案内 「私たちは、全国各地の開業助産院での正常分娩を支援します」

令和3年後半、22年にわたってお世話になっていた嘱託医療機関が閉鎖したため、「助産院あゆる」では分娩を停止せざるを得なくなりました。その後1年以上、北田助産師は、支援住民グループ「助産院に産声を！応援会 旭川」や北田助産師の所属する北海道助産師会の支援を受けて、旭川市・北海道庁・地元産婦人科医会・国立大学病院など旭川市内すべての関係者の方々に後任の嘱託医療機関受託の調整を求めて来ました。ところが、今に至るまで、旭川市内の医療機関は市立病院や周産期母子医療センターの病院（2院）も含めて、どれも嘱託を受けてくれませんでしたし、その間、市役所も非協力的でした。そこで、支援住民グループ共同代表2名と北田助産師は、前向きな話し合いを求めて、地域での主導的立場にある国立旭川医科大学病院産婦人科部長・地元産婦人科医会会長・旭川市副市長の3名を相手方として、令和4年12月6日に旭川簡易裁判所に民事調停を申し立てました。

日本産婦人科協会は、このような嘱託医療機関問題に悩む旭川の事例を契機として、全国各地での開業助産所での正常分娩の維持・継続を支援いたします。皆様も、是非ともご支援をよろしくお願い申し上げます。

日時

令和4年 **12** 月 **28** 日 (水) 15:30~17:30

内容

「私たちは、全国各地の開業助産院での正常分娩を支援します」を考える特別講演会
講演内容及び演者

- (1) 「助産所分娩の再開の為に、嘱託医療機関受託を求めて、旭川副市長1名・産科医2名に対して民事調停を申し立てました。」
演者：北田恵美（北海道旭川市所在の『助産院あゆる』院長・助産師）
- (2) 「助産所の嘱託医療機関には、負担もリスクも責任も生じません。産科医の皆さん、誤解しています。」
演者：井上法律事務所弁護士 井上清成
- (3) 「助産所での正常分娩を支援します。分娩全てが異常分娩だという産科医の意見があるとのことですが、それは妥当ではありません。」
演者：堀口貞夫先生（産婦人科医・元愛育病院院長）
- (4) 「数々の助産所の嘱託医療機関としての私の経験をお話します。」
演者：池下久弥（産婦人科医・日本産婦人科協会事務局長）
- (5) 「当日の特別ゲストのご発言、出席された記者の方々との質疑応答もあります。」

会費

入場無料（当日参加も歓迎です）

※当日、参加者名簿にご記入いただけます。その場で、何らか身分を証する物をご提示ください。

会場

主婦会館プラザエフ 4階 会議室シャトレ

（東京・JR 四ツ谷駅・麹町口・徒歩1分）

（東京メトロ・四ツ谷駅・1番出口・徒歩3分）

東京都千代田区六番町 15

TEL 03-3265-8111

<問合せ> 日本産婦人科協会事務局

〒105-0003

東京都港区西新橋 1-12-3

西新橋 TMビル 7F

電話：03-6206-6655（担当：池下）



日本産婦人科協会 FAX 申込書

「私たちは、全国各地の開業助産院での正常分娩を支援します」を考える特別講演会

日時：令和4年12月28日(水) 15:30～17:30

一般社団法人 日本産婦人科協会 事務局 まで FAX をお願いします

FAX 03-5605-2277 (当日参加も歓迎です)

※事務局の電話・FAX 番号はお間違いのないようご注意ください

	医師・助産師	コメディカル
ご参加人数	人	人

貴施設名

〒 □□□-□□□□

ご住所

お電話番号

FAX 番号

代表者氏名

ご出席者氏名

NHK NEWS WEB 北海道 NEWS WEB



助産院の院長らが旭川医大病院との提携を求めて調停申し立て

12月07日 20時01分

旭川市内の助産院で分べんの取り扱いを休止せざるを得なくなっている問題を受け、助産院の院長などが旭川医科大学病院との提携を求めて裁判所に調停を申し立てました。

これは旭川市の助産院「あゆる」の北田恵美院長が市民団体のメン

ているため、新たな病院と交渉してきましたが、協力を得られない状態が続いているということです。

このため、これまでの交渉で前向きだったという旭川医科大学病院との提携を求めて旭川簡易裁判所に調停を申し立てたということです。

申し立てでは、旭川医科大学病院の産婦人科の医師と旭川産婦人科医会の会長、これまでの話し合いの調整にあたってきた旭川市の副市長に対し提携について合意するよう求めています。

会見で北田院長は「分べんについて問い合わせが相次いでおりなるべく早く元どおりに再開したい」と話していました。

これに対し旭川医科大学病院の産婦人科の医師は病院の広報を通じ「コメントはありませんが」と話しています。

また、旭川産婦人科医会の会長は「申立書が届いていないのでコメントできない」と話しています。

バーや弁護士とともに旭川市役所で会見して明らかにしました。

それにより旭川市内の助産院ではあわせて20件以上の分べんを毎年、扱ってきましたが、提携していた病院の産婦人科医が体調を崩して亡くなり、去年7月から分べんの取り扱いを休止せざるを得ない状態が続いているということです。

医療法では分べんを扱う助産院は緊急時に対応する医療機関との提携が義務づけられ